

○ 財務省令条件和元年三月三十号^一に關する第五回告示第十七号

財務大臣 麻生太郎

の法發号名稱及及根記

法律行項及のび根そ拠記

用振等替法の適

四

三

二 一

發行方法の法

債定特あ争争う札価振の以律社一法会一るた運十財十利
市め別つ入入。[。]格替適下へ債項律計号法め営四政八付
場る参て札札に以を機用一平、第ニ[。]律のに号法回國
特も加、と発よ[。]下競闘を振株式十す三平債要第昭
別の者財同行る[。]争は受替十三年法等の振替[。]三る条成のな四和
參にご務時[。]発価に日け法[。]号法第二發財條二
加よと大にと行格付本る[。]と[。]一[。]律一十行源第十二
者るに臣行い[。]競し銀もと[。]第[。]項四のの一[。]四平並年特確項年
・発応がわう以争て行のう。第[。]行募各れ[。]下入行とと[。]七
第[。]I(限國る、一札わす)、[。]十[。]成[。]六十に律にをび律
非度債入価価[。]れ[。]の[。]五[。]九[。]百[。]第[。]年別百する政三
価[。]額市札格格とる[。]そ規[。]第[。]九[。]特[。]六[。]第[。]百[。]大[。]
格国を場で競競い入[。]その定[。]法[。]

六

イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
札格行札格第参市及入価・別債
発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
行争額行争非者特国発競I加場

五

ロイ
方募

入価法入
札格決
発競定
行争の

法め當四つ定う額
律のに億いにち面
第公必九て基、金
三債要千はづ財額
条のな四、き政で
第發財百額發法七
一行源七面行第千
項のの十金し四四
の特確万額た條百
規例保円で利第五
定にを、九付一十
に關國財百國項五
基する政六債の億
づるた運十に規円

込募各当も各
み限国ての申
の度債るか込
応額市。らみ
募の場 その
額範特 のう
を圃別 応ち
割内參 募応
りに加 額募
當お者 を価
ていご 順格
るてと 次の
。各の 割高
申応 りい

發別にご務後格競
行參よと大に競争
一加るに臣行争入
と者發応がわ入札
い・行募各れ札發
う第へ限國るの行
。II以度債入募
非下額市札入と
価一を場でのい
格國定特あ決う。
競債め別つ定一
争市る參てを及
入場も加、しび
札特の者財た価

七

ハ

ロイ
払

ハ

ロ

非者特国行争	非者特国入価込	行争	非者特国行争	非者特国
価・別債入価・別債札格	札格第参市発競金	入価・別債	入価・別債	
格第参市	札格第参市発競	札格第参市	札格第参市	
競II加場	發競I加場行争額	發競II加場	發競I加場	

千 万 千 万 七
二 円 五 円 千

千利第別	でた条特
百付一會	千利第別五、發四算千、發
九百	五百付一會百額行十分、九額行
十二	百国項計九面し六、百面し
二十億	三債のに十金た條特四金
七千六百十四万円	十に規関萬額利第一會利付
	七つ定す円で付一會萬で付
	億いにる四國項計円千國債
	千九百
	、づ律
	額き第五百に規關令百
	面發四百に定す和二
	金行十
	額し六

でた条特千はき第予八はき
千利第別五、發四算千、發
五百付一會百額行十分、九額行
百国項計九面し六、百面し
三債のに十金た條特四金
十に規関萬額利第一會利付
七つ定す円で付一會萬で付
億いにる四國項計円千國債
千九百
、づ律
額き第五百に規關令百
面發四百に定す和二
金行十
額し六

十 四	十 三 二	十 口 イ 一	十 九 八
初 期 利 子	の 経 利 入 價 · 別 債 行 争 非 者 特 国 入 價 発 払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 · 別 債 札 格 行 行 込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 價 み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日	發	振 額 最 低 行 争 額 入 札 金 發
し 令 、 和 次 元 の 年 算 九 式 月 に 二 よ 十 り 日 算 を 出 支 し 払 た 期 金 と	る 定 り 払 募 年 。 す 算 込 入 ○ る 出 金 決 · 期 し 額 定 四 日 た に の パ に 金 加 通 । 払 額 え 知 セ い を 、 を ン 込 第 次 受 ト む 二 の け も 十 算 た の 号 式 者 と に に は す 規 よ 、	三 額 五 額 錢 面 錢 面 金 以 金 額 上 額 百 の 百 円 そ 円 に れ に つ ぞ つ き れ き 百 の 百 三 応 三 円 募 円 六 價 五 十 格 十	令 す 額 の 振 和 る の 記 替 元 。 整 載 法 年 数 又 の 六 倍 は 規 月 の 記 定 二 金 錄 に 十 額 は よ 六 に 、 る 日 よ 最 振 三 る 低 替 円 も 額 口 六 の 面 座 十 と 金 簿
	額 金 額 の 総 額 100 0.4 365 98		

二 十 十十 十
十九 八七六 五

払者入払元償償 後第
込札場利還還 の二
期參所金金期 利期
日加支額限 子以

令財 日額令利てを毎
和務 本面和子、支年
元大 銀金二をそ払三
年臣 行額十支の期月
六か 百一払日と二
月ら 円年う以し十
二通 に三。前、日
十六 知つ月六各及
日を き二月支び
受け百十間払九
た者 円日に期月
すお十
るい日

額面金額 $\frac{100}{100} \times 0.4$
 $\frac{2}{2} \times 1$

る号の銀額
期及翌行を
日び當休支
に第業業払
つ十日日う
い六にに。
て号支当た
同に払ただ
じおうるし
。いへと、
。て以き支
規下は払
定、、期
す次そが